

放送分野ガイドライン等改正案に対する 主な意見と総務省の考え方(概要)

平成29年3月7日

事務局

提出された意見	総務省の考え方
<p>放送関連事業者、団体</p> <p>- 1 放送に伴う視聴履歴を活用することによって、インターネット業界でのスタンダードなビジネスモデルの創出(広告やレコメンデーションなど)、革新的なサービスやビジネスモデルの創出、的確な経営判断や業務の効率化を放送局にもたらすことができると考えております。</p> <p>しかし、上記実現に向けた取り組みはテレビ業界においては未だ発展途上であり、匿名加工化などのルールが過度に規制されたりすることで、この分野の発展を妨げる可能性も有ります。また、国民にとっても、明確な利用者メリットが示せないにもかかわらず、事前オプトインを必須にしても、承諾する利用者は少なくなることが想定されます。それらにより、本指針の範疇外の手法に逃げる事業者も増え、「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ」の議論の趣旨に沿わなくなる可能性も考えられます。</p> <p>総務省におかれましては、本指針に準拠し、国民が安心して、利用者メリット享受すると同時に業界発展に寄与できる成功事例実現への後押しと協力をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】 (同旨 株式会社HAROID)</p>	<p>基本的に本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>現在の放送は、教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等多様な番組を提供していることから、放送受信者等の日常の視聴履歴を蓄積することにより取得する個人情報、多様かつ膨大になり得るものであり、このような視聴履歴の分析により、放送受信者等の幅広い趣味・嗜好等について高い確度で推知することが可能となると考えられます。この場合、分析の方法によっては、プライバシー権を侵害する可能性や、ひいては要配慮個人情報の取得につながるおそれも否定できないと考えられるため、視聴履歴の取扱いに関して、一定の規律を設けることとしました。</p> <p>なお、新サービス等の展開・普及等に当たっては、放送受信者等の権利利益の保護と新サービス等における視聴履歴などの個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールとする必要があると考えており、御意見は、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>- 2 本年5月30日に完全施行される改正個人情報保護法(以下、改正法)は、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することにより、新産業・新サービスの創出と国民の安心安全の向上を実現することを目的としています。今回の指針および解説の改正案(以下、改正案)は改正法の施行に伴い、放送分野における利活用を実現するために必要な規定等を整備するものであり、以下の点を除き、概ね妥当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本民間放送連盟】 (同旨 関西テレビ放送(株)、(株)テレビ朝日)</p>	<p>基本的に本改正案に賛同の御意見として承ります。</p>
<p>- 3 改正案では、個人に紐付く情報である「視聴履歴」は、要配慮個人情報が推知され得ることなどを理由として、通常の個人情報よりも厳格に取り扱うこととされています。視聴履歴の取扱いに関しては、民放事業者の意見を幅広く聴取したうえで、現在または将来において民放事業者が視聴履歴を利活用するにあたって支障が生じる場合には、改正法の目的にも鑑み、適宜、指針および解説を見直すことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本民間放送連盟】 (同旨(株)TBSテレビ、(株)静岡第一テレビ、(株)テレビ朝日)</p>	<p>御指摘の視聴履歴の取扱いについての考え方は、ガイドライン改正案第37条に規定しているとおり、社会情勢の変化、国民の認識の変化、技術の進歩、国際的動向等に応じて変わり得るものであり、本ガイドラインは、今後の諸環境の変化を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとしているところです。</p>

提出された意見	総務省の考え方
<p>放送関連事業者、団体(続き)</p>	
<p>- 4 個人情報保護法、総務省の指針および解説、認定個人情報保護団体の指針等、個人情報保護の枠組みは重層的な構造となっており、全体を理解するのが難しくなっています。新制度の運用にあたり、行政として分かりやすい資料を作成したり、説明会を開催するなど、丁寧に周知・説明を行っていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本民間放送連盟】 (同旨(株)TBSテレビ、(株)テレビ朝日)</p>	<p>放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン等の運用に当たっては、御意見を踏まえ、幅広い関係者の理解が得られるように努めてまいりたいと考えております。今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>- 5 解説では、視聴履歴とは「特定の日時において具体的な個別の視聴対象が特定できる情報」として述べ、それが「非常にプライバシー性の高い個人情報となりうる」と述べています(同解説12頁下から8行目～13頁4行目。なお、110頁下から4行目にも同趣旨の記述あり。)。しかし、基本的に不特定多数の者に向けて送信される放送について、その視聴履歴の蓄積が高度のプライバシー性を帯びるとは、少なくとも現在においては考えにくいように思われます。</p> <p>さらに、同解説において、「テレビ受信機を家庭に設置して行う視聴の場合、世帯の複数の構成員の視聴履歴が混在することが想定されるため…」(同解説111頁20行目～)と述べられています。この場合、世帯における視聴履歴は蓄積されませんが、世帯を構成する個人一人一人の視聴履歴を特定することは不可能かと思われます。このことから、視聴履歴が「非常にプライバシー性の高い個人情報」とする本改正案の大前提には、いささか論理の飛躍があるのではないかと考えます。</p> <p>他の履歴情報(通販の購買履歴等)の取り扱いと比較しても、本改正案における視聴履歴の扱いは突出して厳しいものであり、かかる制約を正当化するに足る、さらなる理論構築の検討が行われることを希望いたします。</p> <p>以上により、視聴履歴の取得にあたり本人の事前同意については、努力義務にとどめるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ(株)】 (同旨讀賣テレビ(株))</p>	<p>視聴履歴とプライバシー性の高い個人情報の関連については、現在の放送は、教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等、多様な番組を提供していますが、放送受信者等による日々の視聴履歴を蓄積することで、多様かつ膨大な個人情報の取得ができるため、その視聴履歴の分析を通じて、放送受信者等の幅広い趣味・嗜好等を高い確度で推知することが可能となると考えられます。分析の方法によっては、プライバシー権が侵害される可能性や、要配慮個人情報の取得につながるおそれが否定できないと考えられるところです。</p> <p>複数の構成員から成る世帯でテレビ受信機を利用する場合の個人情報の考え方については、そのテレビの視聴履歴は当然に複数者の視聴履歴が混在して構成されることとなりますが、受信契約などに伴い特定の個人が識別されている場合には、その視聴履歴は全て、当該契約者に紐づく視聴履歴として整理されることとなり、その視聴履歴を、非常にプライバシー性が高い個人情報となり得るものとして扱う必要は十分あるものと考えます。</p> <p>このような視聴履歴を巡る特有の事情等を踏まえると、視聴履歴を 料金等の支払いの目的、統計の作成の目的、匿名加工情報の作成の目的のために必要な範囲を超えて視聴履歴を取り扱う場合は、本人の同意を得ることが必要であり、同意を得るに当たっては、本人が同意にかかる判断を行うために必要と考えられる情報を本人に提供する必要があり、原案のとおりとすべきと考えております。</p>

提出された意見	総務省の考え方
<p>放送関連事業者、団体(続き)</p> <p>- 6 解説の改正案では、「視聴履歴」は、要配慮個人情報に推知され得ること等を理由として、通常の個人情報よりも高いレベルでの保護が必要との考えが示され、そのような規律が設けられていますが、他分野においては、同様の性質を有する情報について、必ずしも同等の保護が及ぼされているとはいえません。</p> <p>このような中で、改正案において、「視聴履歴」について、要配慮個人情報の推知の防止についての規定(本ガイドライン案第34条)を設けるにとどまらず、オプトアウトによる第三者提供の禁止など、要配慮個人情報と同等の規律を設けることは、事業者が事業展開するにあたって放送事業者にのみ支障が生じるなど、放送とそれ以外の分野での不公平・不平等につながると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)TBSテレビ】</p>	<p>視聴履歴に関しては、放送番組の視聴に伴い放送事業者等がその履歴を取得することについて、現在の放送受信者には必ずしも一般的な認識が得られていないのではないかと指摘があります。特に、視聴履歴を取得可能であること自体の認知に加え、どのような情報が取得されるのか、その内容等を十分理解できる取組が必要との指摘も受けているところです。</p> <p>現在の放送は、教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等、多様な番組を提供していますが、放送受信者等による日々の視聴履歴を蓄積することで、多様かつ膨大な個人情報の取得ができるため、その視聴履歴の分析を通じて、放送受信者等の幅広い趣味・嗜好等を高い確度で推知することが可能となると考えられます。分析の方法によっては、プライバシー権が侵害される可能性や、要配慮個人情報の取得につながるおそれが否定できないと考えられるところです。</p> <p>そのため、視聴履歴の取扱いに関して、一定の規律を設けることとしたものです。</p>
<p>- 7 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(放送分野ガイドライン)の運用にあたっては、インターネット事業者や受信機メーカー等と比べて、放送事業者の活動が過剰に制約を受けることのないように、公平に活動できるよう留意いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>放送分野において、放送分野以外の事業と比べて、過剰な制約を避けるべきとの御指摘と理解しました。本ガイドライン改正案は、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに関し、放送分野特有の事情に即して、放送受信者等の権利利益を保護するとともに、放送の健全な発達に寄与することを目的として、同法第6条及び第8条に基づいて定めたものです。ガイドライン改正案で、委員会ガイドラインよりも慎重な取扱いを求めている部分は、これまでの個人情報に係る取扱いの経緯や受信者の理解の醸成の程度などの放送分野特有の事情を踏まえて、適正利用と保護のバランスから必要と判断したもので、視聴履歴を取り扱う受信者情報取扱事業者であれば、放送事業者、インターネット事業者、受信機メーカー等を問わず、ガイドラインの対象となります。</p>

提出された意見	総務省の考え方
<p>放送関連事業者、団体(続き)</p> <p>- 8 受信者情報取扱事業者にとっては、何に注意しなければならないのが容易にわかるように、本条の対象とならないような単なる「推測」と、本条の対象となる「推知」とを、明確に区別できることが重要です。</p> <p>視聴者に番組をレコメンドするために視聴履歴を取り扱う従業者が、どのような注意をすることが必要なのか、外形的にわかるよう明確にされることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】 (同旨スカパーJSAT(株))</p>	<p>ガイドライン改正案第34条は、受信者情報取扱事業者が、取得・蓄積した視聴履歴を分析することで、放送受信者等の要配慮個人情報を推知することや、要配慮個人情報の推知を目的とする第三者に視聴履歴を提供する等を行わないように注意しなければならないことを規定したものです。</p> <p>本条に照らした視聴履歴の取扱いの適否は、要配慮個人情報に至る可能性の程度や範囲で判断されるものではなく、推知の対象が、要配慮個人情報であるか否かのみにより判断されることから、ガイドライン改正案としては、現在の記述で足りるものと考えております。</p> <p>なお、ガイドライン改正案の解説案では、視聴履歴に係る第34条部分の記述で、受信者情報取扱事業者が、特定の健康情報をテーマとする番組の視聴履歴に基づき、別の日時に放送される同じ番組や、同じ健康情報をテーマとする番組をレコメンドする行為は、ただちに問題になるものではないこと等の事例として挙げ、理解の参考として併せて示しているところです。</p>
<p>- 9 ガイドラインの解説(案)111頁内に、「放送の視聴が、個人ごとのテレビ受信機ではなく、世帯において共有されるテレビ受信機を用いて行われることも多いことから、視聴履歴の取扱いに対して、放送受信者等が同意した場合であっても、実際には、世帯の他の構成員の意思に反する状況が生じ得ることを考慮する必要がある。」との記載があります。</p> <p>テレビ受信機を利用するのは、高齢者や子供も多いことから、視聴履歴の取扱いに関する周知・広報をより丁寧に行うことが、運用を進めるうえで重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送(株)】</p>	<p>放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン等の運用にあたっては、幅広い関係者の理解が得られるように努めてまいりたいと考えております。</p> <p>御意見は、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>- 10 ガイドライン(案)の第35条(第2項)「受信者情報取扱事業者は、放送受信者等が前項の規定による同意の求めに対して、同意しなかったことを理由として、放送受信者等による放送の受信を拒み、又は妨げてはならない。」との記載に対して、放送事業者としては極めて妥当であり、適切な記載であると評価します。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送(株)】</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p>

提出された意見	総務省の考え方
<p>放送関連事業者、団体(続き)</p>	
<p>- 11 個人情報の保護がより適正に求められることは当然であり、一方で、来るべき「ビッグデータの利活用」によるそれぞれの業界におけるサービスやマーケット拡充を目指していることもあったと考えます。</p> <p>そうした中、今回の規定等の整備は、視聴者と放送事業者の間における「共通のメリット」を制限することなく安心感、信頼感といったものをバックアップすることを目的としており概ね妥当であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主ルール of 策定にあたっては、他の様々な業界のガイドラインや自主ルールとの適合というものも視野に入れておく必要があると考えます。「放送分野の個人情報保護指針」の検討に当たっては、放送特有の事情を反映し、また、広く放送関係者の意見を拾い上げることを要望いたします。 ・ そのうえで、「認定個人情報保護団体」を中心とした「指針の検討」が進められることが望ましいと考えます。 ・ また、こうした議論の背景や望まれる対応、運用体制の構築に当たっては関係団体の十分な理解が進むよう配慮をお願いいたします。 ・ ガイドライン、自主ルールの策定およびその運用に当たっては、社会的弱者や情報の不足する者への十分な注意が必要であると考えます。 ・ 個人情報を活用したさまざまな新しいサービスが出現することが想定され、それに伴い自主ルールを柔軟かつ適正に変更する必要が生じるものと考えます。今回の指針の検討・策定に当たっては、想定される事例等は一般に想定される範囲に留め、実際に発生した時点の判断に委ねるとしておくのが適当と考えます。こうしたことから関係者間の過度な負担なく効率的でシンプルな運用体制からスタートしていくことを要望いたします。 ・ 新たな指針及び改正案に基づくガイドライン並びに自主ルールについては各事業者がHP等に記載している「プライバシーポリシー」に反映することが望ましいと考えます。 ・ そのうえで放送内での告知方法については各事業者の「判断」に委ねることが適当と考えます。 ・ また視聴者側に混乱をきたさぬよう「表現内容の標準化」が望まれるところであります。 <p style="text-align: right;">【(一社)衛星放送協会】</p>	<p>基本的に本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン等の運用にあたっては、幅広い関係者の理解が得られるように努めてまいりたいと考えております。</p> <p>御意見は、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>また、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールに関しては、認定個人情報保護団体等において、幅広い関係者の理解が得られるよう、マルチステークホルダープロセスなど法令に則り、適切に策定されるべきものと考えております。</p>

提出された意見	総務省の考え方
<p>放送関連事業者、団体(続き)</p>	
<p>- 12 視聴履歴の活用が許容される放送ガイドラインの改定について、賛同いたします。</p> <p>一方、昨今は視聴者からみると通信と放送のサービスの境界線がわかりづらくなっており、業界自主ルールではそれぞれの特性に配慮して、視聴者に混乱を生じさせないことが必要であると考えます。</p> <p>個人情報の保護を最重要視することはもちろん、将来、時代とともに変化していく様々なサービスに対応するためにも、柔軟性の高い業界自主ルールの内容となることを望みます。</p> <p>そして放送業界のサービス拡充と視聴者の利便性向上といった共通した利益の追求を目指すためにも関係団体の理解と協力を強く要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT(株)】</p>	<p>基本的に本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールに関しては、認定個人情報保護団体等において、幅広い関係者の理解が得られるよう、マルチステークホルダープロセスなど法令に則り、適切に策定されるべきものと考えております。</p>
<p>- 13 放送受信者に対する個人情報保護に配慮しつつ、パーソナルデータの利活用推進のための指針が示されたことは、新サービスの創出を促し利用者の利便性の向上に繋がるとともに、ケーブルテレビ事業の発展にも繋がるものとして賛同いたします。</p> <p>今後の認定個人情報保護団体での指針策定に向けては、放送受信者の利益を守りつつ、事業者にとっても実用的な運用が可能となるよう、広く関係者の意見を聴取しバランスのとれた検討が行われることを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【(株)ジュピターテレコム】</p>	<p>基本的に本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールに関しては、認定個人情報保護団体等において、幅広い関係者の理解が得られるよう、マルチステークホルダープロセスなど法令に則り、適切に策定されるべきものと考えております。</p>
<p>- 14 個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進するための改正個人情報保護法を踏まえて作成された、「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年総務省告示第696号)及び解説の改正案」に賛同いたします。</p> <p>本改正案の施行により、個人情報の保護に配慮しつつ、視聴者のライフスタイルに即した番組案内、番組関連情報の提供など、視聴者サービスの向上に資するとともに、番組メタデータや視聴データ等の取得により、より良い番組編成、番組制作が可能になるものと考えられます。</p> <p>ケーブルテレビ視聴者の利便性の向上とケーブルテレビ事業の発展のため、早期の施行と視聴者に過剰な負担を掛けることのない制度運用をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>基本的に本改正案に賛同の御意見として承ります。</p>

提出された意見	総務省の考え方
<p>(一社)電子情報技術産業協会</p> <p>- 1 本ガイドラインにおける「視聴履歴」という用語の定義は、第3条において「放送受信者等の個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるもの」と明確に示されている。</p> <p>一方、「視聴履歴」はすでに一般用語としても認知されており、通常、一般消費者は、放送番組視聴に係るデータ全般を指す用語として「視聴履歴」を捉え、個人情報であるか(特定の個人を識別することができるか)否かによって用語を区別していないと考えられる。</p> <p>したがって、用語による混乱を避け、放送番組視聴に係るデータに対する一般消費者の正しい理解が図られるよう配慮いただきたい。</p> <p>- 2 解説7-2-1について、特定の個人に紐付かない視聴履歴についても、取得の前に視聴者の同意を得る又は視聴者への告知を徹底するなど視聴者のプライバシー配慮への言及が必要なのではないか。</p> <p>- 3 解説7-2-3について、特定の個人に紐付かない視聴履歴についても視聴者が取得を停止できることが望ましいなど、視聴者のプライバシー配慮への言及が必要なのではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>なお、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインは、元々個人情報に関する取扱いを定めるものであることから、プライバシー配慮への要請などの個人情報以外の情報に関する取扱い等は、取扱いの実態等に応じて定められることが望ましく、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールに委ねられることが適切と考えております。</p> <p>「7-2-1 視聴履歴に係る利用目的の制限」に以下のとおり追記。</p> <p>『なお、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができる情報であっても、特定の放送受信者等を識別することができず、かつ、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができないもの(以下、「非特定視聴履歴」という。)は、個人情報に該当しないため、本ガイドラインにおける視聴履歴には該当せず、第35条第1項の適用対象とはならない。しかしながら、視聴する放送番組を特定することができる情報のプライバシーに配慮する観点からは、このような非特定視聴履歴についても、その取得の前に、同意を得る、又は取得に関する告知を徹底するなどの取扱いについて、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールとして定めることにより、プライバシーに配慮した自主的な取り組みがなされることが望ましい。』</p> <p>「7-2-3 視聴履歴等のオプトアウト」に以下のとおり追記。</p> <p>『なお、放送受信者等及びその世帯構成員のプライバシー保護の観点からは、本規定の適用対象とならない非特定視聴履歴についても、その取得を停止できることが望ましく、個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールによる取り組みが期待される。』</p>

提出された意見	総務省の考え方
<p>(一社)電子情報技術産業協会(続き)</p> <p>- 4 35条-1の3について、上記意見2と同様、個人を特定できる視聴履歴からの匿名加工情報作成についても、取得の前に視聴者の同意を得る又は視聴者への告知を徹底することが望ましいなど視聴者のプライバシー配慮への言及が必要なのではないか。</p>	<p>今般改正での視聴履歴からの匿名加工情報の作成に係る考え方は、ガイドライン改正案の解説(案)の第35条部分に示しているとおりです。</p> <p>具体的には、匿名加工情報の作成、すなわち特定の個人を識別することができないように加工し、また当該個人情報から復元して特定の個人を再識別できないような情報を作成することを目的とする場合には、特定の個人の趣味・嗜好等を推知するという視聴履歴に特有のプライバシー侵害の懸念は相当程度低下すると考えられることから、従来認められてきた2つの目的と併せて、一般的な個人情報と同様の取扱いとするものとしております。</p> <p>なお、御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

提出された意見	総務省の考え方
<p>(株)電通</p> <p>- 1 放送の視聴履歴の活用は、テレビビジネスの価値創造を目指した今日的な取り組みとして、新たなサービスやビジネスモデルの創出が期待できる領域です。電通は、放送事業者の皆様とともに、視聴履歴の活用により、ビジネス利活用の2つの領域「プロダクト開発/運用領域」「デジタルマーケティング領域」に、「ターゲティング配信」「リサーチデータ」の2つの手法を掛け合わせることで、「レコメンデーション」「テレビ稼働状況把握」「広告事業」「マーケティングリサーチ事業」等のビジネスモデルの創出を目指しています。</p> <p>しかし、テレビ業界/広告業界における、これらの取り組みは未だ発展途上の状態にあり、マーケットと向き合いながらトライアルを重ねている段階にあります。ガイドライン制定の基本趣意には賛同するものの、実務上では、統計加工目的かそうでないかの利活用の区別が付きにくいものも多く、曖昧なものについて取りも直さず事前許諾が必要と解釈され、利活用が抑制の方向に傾いたり、過度なルール規制により、この分野の発展が足踏みする可能性も否定できません。ガイドラインの改定にあたっては積極的な利活用を推奨することを目的とした旨を合わせて周知頂けることをお願いできればと思います。電通は、これまでの議論経緯を踏まえつつ、民間ケースの実質的な積み上げにより業界発展に寄与してまいりたいと思います。総務省におかれては、一般消費者に対する便益の理解浸透を含めたこうした民間の取り組みの後押しをぜひお願いできればと思います。</p>	<p>視聴履歴については、平成27年の個人情報保護法改正を踏まえ、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を認め、新たな放送サービスの提供等を通じて、放送受信者等の利便性の向上に資する目的でこれまでの制限が緩和されるものです。一方、視聴履歴には高いプライバシー性があることから、これまでの取扱いの経緯や受信者の理解の醸成の程度などの放送分野特有の事情を踏まえ、他の個人情報とは異なる取扱いを定めています。</p> <p>放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン等の運用にあたっては、幅広い関係者の理解が得られるように努めてまいりたいと考えております。</p> <p>御意見は、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>- 2 (ガイドライン解説改正案の)2-4(4)病歴が、要配慮個人情報である旨、理解し、賛同いたします。</p> <p>その前提で、要配慮個人情報を推知させる情報の取り扱い例示に関して、医療や医薬品等の広告事業のターゲティングを想定した運用で、下記のケースは、要配慮個人情報には含まない旨、わかりやすい例として、追記を検討いただければと思います。</p> <p><「家庭の医学等」を頻繁にご覧になっている等></p>	<p>要配慮個人情報に該当するものは、個人情報保護法第2条第3項、個人情報保護法施行令第2条及び個人情報保護法施行規則第5条において具体的に規定されており、お示しいただいた「「家庭の医学等」を頻繁にご覧になっている等」という情報は、要配慮個人情報に該当しないことが明らかですので、原案のままとします。</p>

提出された意見	総務省の考え方
<p>(株)電通(続き)</p> <p>- 3 既に、「利用目的に応じた合理的な保存期間を定める」「ただし、個人情報によっては一律に保存期間を定めることが難しいこともあることから、全ての個人情報について保存期間を定めることまでは要求しない」といった解説がある旨、承知した前提で、以下、ご検討をお願いします。</p> <p>現在のガイドラインとガイドライン解説では、事業者により合理的な保存期間の考え方に幅が生じ、短期間(例、3か月で消去)を基本ルールとしたいといった厳しいルールを敷いてくる可能性が想定され、今後、テレビ広告の価値証明において、過去のデータが参照しにくくなるようなケースが懸念されます。実際のビジネスでは、テレビ広告の価値が中長期的なアドストックによって証明されたり、オリンピックのように4年単位の周期でマーケティングのPDCAを回しているケースもあることを踏まえていただきたく。</p> <p>ガイドライン解説P52の<ただし、個人情報によっては…>の後に、下記の追記をご検討ください。「また、中長期的なアドストックによって、テレビのメディア価値や広告価値を証明するような利活用においては、個人情報と紐づかない形で中間データを保存する工夫、長期間蓄積したデータを容易に個人情報と照合しない形で保存する工夫、連続的ではなく一定期間を置いた断続的な解析を推奨する工夫等、業界団体の自主ルールなど下位のルールにおける詳細な検討に委ねる。」</p>	<p>ガイドライン改正案における合理的な保存期間の要請は、利用目的に照らして個人データを無用に長期間保存することにより、個人情報の漏洩等を通じて放送受信者等の権利利益が害される危険性が増大し、かつ、これに伴い事業者等の事業運営上のリスクが増大することを回避するとともに、放送受信者等の予見可能性を確保するために、現行ガイドラインの規律を踏襲しています。</p> <p>利活用の形態に応じた合理的な保存期間の考え方や、保存期間に応じた個人データの取扱方法については、当該事業の特性及び受信者情報の取扱いの実態等を勘案し、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールにおいて検討すべきものと考えています。</p>

提出された意見	総務省の考え方
<p>個人</p> <p>- 1 解説案 11 頁の「 放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者」に関する解説部分で、「放送番組の視聴に伴い、例えば、電話やインターネット接続サービスを利用する等により、放送局等との間で様々な情報のやりとりを行う者、そのやりとりを通じて放送局等の提供する各種サービスの提供を受ける者がこの類型に属することになる。」との説明がある。上記のうち、「放送番組の視聴に伴い、例えば、電話やインターネット接続サービスを利用する等により、放送局等との間で様々な情報のやりとりを行う者」については、確かに上記 に該当すると考えられる。しかし、「そのやりとりを通じて放送局等の提供する各種サービスの提供を受ける者」が常に放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行うわけではない。たとえば、テレビショッピングで同居者A のためにBが品物を注文する場合、注文行為を行ったB は、放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信をしているが、A はこれらの発信等をしていない場合を考えれば、この点は明らかである。したがって、「放送番組の視聴に伴い、例えば、電話やインターネット接続サービスを利用する等により、放送局等との間で様々な情報のやりとりを行う者」という記述のみで十分であり、「そのやりとりを通じて放送局等の提供する各種サービスの提供を受ける者」は削除すべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>2-1(2) 放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者 放送番組の視聴に伴い、例えば、電話やインターネット接続サービスを利用する等により、放送局等との間で様々な情報のやりとりを行う者がこの類型に属することになる。(後略)</p>

提出された意見	総務省の考え方
<p>個人(続き)</p> <p>- 2 解説案 35 頁で、ガイドライン案の4 条2 項が掲げられており、「受信者情報取扱事業者は、第三者への提供を利用目的とする場合には、当該利用目的において、当該第三者の範囲を、当該第三者の全ての氏名又は名称の表示その他の客観的に当該第三者を特定できる方法による表示をすることにより、できる限り具体的に明らかにしなければならない。」と記載されている。しかし、個人情報保護法ガイドライン(通則編)でも、電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン案でも、そのような義務は規定されていない。さらに、オプトアウトによる第三者提供の場合には第三者提供の相手方を特定する必要がないというのが一般的な理解である。たとえば、個人情報保護法ガイドライン(確認記録義務編)20 頁では、オプトアウトにより第三者提供を行った場合の記録義務に関連して、不特定かつ多数のものに提供したときはその旨を記載すれば足りるとしている。したがって、「できる限り具体的に明らかにしなければならない。」と義務規定として定めることは個人情報保護法の解釈を超えており、過剰規制である。少なくとも、「できる限り具体的に明らかにすることが望ましい。」と書き直すべきである。</p>	<p>ガイドライン改正案で、受信者情報取扱事業者に対して求められる要請等は、個人情報保護法を直接の根拠とするものと、放送法の原則、プライバシーの観点から見た場合の視聴履歴の取扱い等、放送に特有の事情に配慮した個人情報保護に係るものにより、構成されています。</p> <p>御指摘は上記に該当することから、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針を遵守しない場合には、次の理由から、放送法等に基づく行政指導の対象となる可能性があるため、特に「望ましい」とは区別して、「しなければならない」と書き分けを行っています。</p> <p>(理由)</p> <p>ア. 「しなければならない」と規定する部分に関しては、総務省の所掌事務の範囲において、放送法の目的を達成するために、受信者情報取扱事業者が遵守すべきと特に判断した事項、遵守されない場合には放送法の目的の達成が阻害されるおそれが高いと考えられる事項であること。</p> <p>イ. 上記事項が遵守されない場合、視聴履歴など放送分野における個人情報はその特有の事情から、当該要請等を遵守しない場合、プライバシー権を侵害する可能性や、ひいては要配慮個人情報の取得につながるおそれも否定できないこと。</p>
<p>- 3 解説案 109 頁で、ガイドライン案の34 条が掲げられており、「受信者情報取扱事業者は、視聴履歴を取り扱うに当たっては、要配慮個人情報を推知し、又は第三者に推知させることのないよう注意しなければならない。」と記載されている。しかし、個人情報保護法上、要配慮個人情報の推知は禁止されていない。電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン案でも同様である。また、推知は、漠然と推察する場合からかなりの確実性をもってその内容を特定するまでを含みうる概念で、かなり幅広い。したがって、ガイドライン案の34 条は遵守が困難であり、明らかに過剰規制である。例えば、「受信者情報取扱事業者は、視聴履歴を取り扱うに当たっては、本人の同意なく、要配慮個人情報の内容を特定し、又は第三者に特定させることのないよう注意することが望ましい。」とすれば足りる。</p>	<p>個人情報保護法においては、一般に要配慮個人情報を推知させる情報に過ぎないものは要配慮個人情報に当たらないと解されていますが、受信者情報取扱事業者が視聴履歴の取扱いに当たって放送受信者等の要配慮個人情報を推知することは、プライバシー権を侵害する可能性や、ひいては要配慮個人情報の取得につながるおそれも否定できないことから、放送法の目的等に照らし、注意義務を規定したものです。</p>

提出された意見	総務省の考え方
個人(続き)	
<p>- 4 解説案の 109 頁の解説部分で「要配慮個人情報を推知する行為は、…、ひいては、要配慮個人情報の取得につながるおそれも否定できないと考えられる。」と記載されているが、具体的にどのような場合に要配慮個人情報の取得につながるのか、Q&A など考え方を明確に示すべきである。</p>	<p>要配慮個人情報の取得につながるおそれのある具体的な事例としては、ガイドライン改正案の解説中7-1視聴履歴の取扱い上の注意(第34条関係)において、健康情報をテーマにした放送番組の視聴履歴に関して、「当該視聴履歴の分析結果に基づいて、放送受信者等又はその世帯の構成員の病歴や障害の有無等自体を推知する行為は認められない」ことを記載しています。</p>
<p>- 5 解説案 111 頁の解説部分において「このような視聴習慣や放送受信者等の認識といった放送の視聴に関する実情に鑑み、本人の同意を得る際に、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる情報(どのような視聴履歴がどのように取り扱われるかについての情報)を本人に提供しなければ、本条の『同意』を取得したことにはならない。」とあるが、どのような根拠に基づいてそう断定するのか明らかにされたい。これは明らかに過剰規制であり、「…本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる情報(どのような視聴履歴がどのように取り扱われるかについての情報)を本人に提供することが望ましい。」とすべきである。</p>	<p>これまで、放送については、視聴に伴いその履歴を取得されることが必ずしも一般的とはいえず、取得可能である事実そのものや、取得される情報の内容等について、放送受信者等によっては必ずしも十分な認識がされていない可能性が指摘されており、このような視聴習慣や放送受信者等の認識といった放送の視聴に関する実情に鑑み、規定するものです。本人の同意を得るに当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならないとされており、この観点から、視聴履歴の取得の同意に係る判断をおこなうために必要と考えられる情報として、どのような視聴履歴がどのように取り扱われるかについての情報を本人に提供することは、有効な同意の取得のために必要なことと考えております。</p>